

国家林业局

## 目 次

### 第一 今後の課題

#### 第一 今後の課題

1. 貴国における保護対象植物については、2003年に75属種であったものが、2004年には118属種と増加しており、貴局の品種保護強化に対する取組に敬意を表する次第です。  
しかし、農産物流通の国際化が進展する中で、植物の新品種の権利を適切に保護するためには、貴国においても保護対象植物の範囲をさらに拡大することが重要であると認識しております。  
よって、早急に植物新品種保護条例を改正していただくか、もしくはUPOV91年条約に批准していただき、全植物が保護対象植物となるよう強く要請します。
2. 権利侵害種苗の輸出入を防止するため、知的財産権海関保護条例第2条を改正し、保護対象知的財産権に品種権を追加することを海関総署に要請しておりますので、お力添えをお願いいたします。
3. 貴国での品種登録について、貴国における品種登録制度の整備、充実が図られつつあることは十分認識しています。しかし、我が国の育成者には、権利取得後の権利行使の実効性に不安をもつ者も少なくありません。そこで農業部に対しては権利行使の実効性が確保されるよう要請しているところです。  
現在、貴国の植物新品種保護条例に従い、貴局及び農業部に対し、我が国から出願しているのは、貴国がUPOV78年条約に批准した1999年から2003年の5カ年間で3件のみですが、今後、我が国からの出願が増えていくことを期待しており、貴局においても、我が国からの出願が増えるよう制度の運用と権利の行使の環境整備について一層の改善をお願いすると共に、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いいたします。

今後、日・中で協調の上、さらなる改善協力に取り組んでいきたいと考えます。

以上